

令和元年 第12回

苓北町農業委員会総会会議録

令和元年第12回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和元年12月6日(金)
午前9時25分から午前10時51分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 出席者
(農業委員)
1番 荒木 義孝 2番 小野 三幸
3番 坂西 庄三 4番 山下 正道
5番 平井 多貴子 6番 塚田 修彦
7番 大仁田 金次
4. 本日の欠席委員 (0名)

5. 議事日程

- 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
- 日程第2. 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3. 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第4. 議案第21号 農用地利用集積計画の認定について
- 日程第5. その他

6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

局長補佐 瀬形茂 主事 酒井俊和

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午前9時25分

事務局

おはようございます。定刻の前ですが、皆さんおそろいですので、只今から令和元年第12回の農業委員会総会を開会致します。本日は宮崎事務局長は公務のため欠席です。それでは、大仁田会長からご挨拶をお願い致します。

大仁田会長

改めまして、おはようございます。

ようやく寒くなりまして、レタスの季節となってきました。志岐の平野を見るとあちこちでレタス作業が行われて、最盛期を迎えたような感じが致します。1年の計は元旦にありと言いますが、12月は1年の反省という事でしょうかね。それで私も一言、感じていることを皆様方と共有していければと思っております。

というのは、この前全国農業委員会会長大会に参加させて頂きましたが、その時東京は遠いなと言えればそれだけですが、今のレタスもそういう遠いところまで送っちゃいかん。運賃がすでに値上がりしてですね、私達が1,000円の手取りと言うことで契約していましたが、900円になると息子から聞いています。今年からですね。運賃の値上がりはガソリンの値上げ等色々で運送屋さんも立っていかないということで上がったわけではございます。今大型トラックが2台つないで行く試験をしているそうでございます。それもコストを安くする、一度にたくさん運ぶという、運送さんの努力ですね。

それと苓北町のレタスについては、指定産地になっておりますので、今までの運賃は全部生産者が持っていたわけではございますが、これ以上値上がりすると持ちきれなくなるんじゃないかと、産地の存続に関わる。結局法律で指定産地を指定するのは、大都市に安定供給、自給率の向上と2つの面でそれに苓北町のレタスものっているんじゃないかと思えます。

私の最後の結論でございますが、そういう法律で大産地に送る、頑張っている産地がですね存続するためには、これ以上ですね人件費も上がる、運賃も上がる、それを引いた残りから他の経費も引かないといけない。厳しい時代になってきた。それと義援金については、急にご相談しましたが、期日が迫っておりまして、事務局と話し合いの上書類に代えて頂きました。そういうことで、いろいろな自然災害、運賃、人件費の上昇、これは今までかつてないレタスにとっては危機感を私は思っております。

茨城に行ってそれが分かったわけです。ちょうど熊本市内に行くぐらいで、大都市へ行くわけですよ。100 km、1時間。そういうところと比べたら、こういう遠隔地はなんとか救済してもらわんと跡取りもおらんごて、こんなに災害が来ると跡継ぎをさせてよかもんじゃろそういう不安の中でまた農業もしている、どこも同じですよ。それで代議士さんとですね、県の代議士が全部来るとですよ、なんか要望はないですか、初めて行って何も分からなかったわけですが、来年はですね、運賃がこれ以上、上がった分をなんとかしてくださいと要望を出そうかなって思うとです。

一つ一つ要望で片付くものならそれにすがって行ってですね、産地を守る、後継者を育てる、そこに繋がっていくわけです。私の1年の反省としては、東京に行かせて頂いて、勉強して、自分たちの置かれた産地がですね、非常に厳しいところである。今後取り組んで行かなければならない。天草地区の会長さんたちと話し合いながら、天草は一つになって要望を出そうかなと思っております。それがとおる、とおらんは別として要望は要望で私達は農業委員会もそういう使命の中で提言をなさいと書いてあります。それはして行かないといけない。私は思うとるわけです。

できるできないに関わらず、現状を訴えていく代議士の先生たちも5、6人来られますので、永田町のすぐそばですので、いい機会だったなあと私は思っておりますので、来年は他の会長さん2人と話して共同で天草の要望として出してみようかなと思っておりますので、皆様もそういう考えを共有して応援して頂ければと思っております。これで私のあいさつは終わりです。

小野委員

関連した話ですけど。11月26日に農協の役員と町会議員の方との懇談会を持った訳なんですけど。3年ほど前にもあったんですけど、その中でレタス農家の後継者も大口の農家のところには少しずつではあるけど育っている。しかしですね、いろんな物が高騰して、なかなか現状を維持していくのも大変だから、私達は直接国会議員の方と対談をすることがないので、町会議員の方にお願ひしますって、私達の近況、現実を国を運営しておられる国会議員の皆様にはですね、つないでくださいとお願いしました。

今の里村、里山の風景だって保つことはできなくなります。これを野放しにしてたら結局イノシシとかタヌキ、シカ、サルも出てくると思います。人が住めなくなるような町になってしまいます。これをどうにかしてつないで行くためには、後継者が希望と安心を持って農業に携わっていけるようなことをお願いをしてください。

その時にある方が運賃の話をされました。運賃をどうにかして欲しい。農業委員、農協、町会議員それぞれの立場で訴えていかないとなかなか良くならない。国会を見ていると報道されている事がある。我々には分からないことが多い。ましてや田舎の農業の実情なんか。農家の後押しをして欲しいと頼んだところです。

大仁田会長

ありがとうございます。代議士の先生方がわざわざ来て頂けます。こういう機会、大事な機会だと思います。私達が陳情するわけではなく、熊本県の農業委員会の会長が行くところへ来て頂けます。どういう方法で陳情したら良いか事務局と相談しながら、天草3つありますので話し合っ、来年は対策をとって、できる保障はありませんけど声を上げることからして行かないと我々が黙っていると益々意見は通りません。

私も孫がどうするか、そういう差し迫った将来像を描かないといけません。今年のようになったら明るい材料がない、まだ賃金があがるようです。それを乗り越える努力も農家はしなくてははいけません。皆さんの不安な気持ちが孫にもしてみろといえるような状況づくりが今のうちにしとかないと。

小野委員

そうしないと今の生活ができなくなるんです。苓北町に住むということが。

大仁田会長

皆様方も色々あったら、その他の事項でもいいですから提言をして頂くようによろしく願いいたします。私のほうからは以上です。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は、全員出席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は大仁田会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、5番の平井多貴子委員さんと6番の塚田修彦委員さん
にお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の瀬形氏、酒井氏を指名致
します。

議 長

それでは、日程第2、議案第19号 農地法第3条の規定による許
可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第19号 農地
法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による
許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。令和元年12月6
日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致しま
す。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町富岡の畑10筆、7,923㎡。計10筆の
7,923㎡です。明細は4ページになります。

場所については、5ページから9ページに図示しております。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡
大するためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の
全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございま
したが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いしま
す。

荒木委員

はい。本件につきましては、私が現地確認を行いました。譲渡人が
農業者年金を受給していらっしゃいます。譲受人はお勤めでしたが、
譲渡人も農業ができなくなりました。今後は譲受人が農業をされると
いうことです。農地については遊んでいるところはなく、全部耕作し
てありました。

議 長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致しま
す。
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

議 長

それでは、日程第3、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、10ページをお開きください。日程第3、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。令和元年12月6日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

11ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の畑1筆、面積は、1,876㎡です。
転用の目的は、駐車場です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、「譲受人は、令和2年4月から町内4カ所の支所を1つに統合する。これに伴い、職員及び来客者の増加が見込まれ、駐車場不足が懸念されるため、申請地を駐車場として転用したい。」ということです。

申請地は、12ページから13ページをご覧いただきたいと思いますが、場所は町道中村釜線付近になります。審議の要点につきましては、記載のとおりですが、5. 排水・被害防除対策に対する関係者の同意で隣接地の方が1人いらっしゃいます。何度か相談に行かれましたが、同意されなかったということです。

隣接同意書については、添付書類ですが、同意書の代わりに、理由書を添付して申請可能となります。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、苓北町役場から300m以内にある第3種農地のため転用は可能です。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

小野委員

はい。本件につきましては、私が現地確認を行いました。皆さん場所をご存じかと思いますが、譲渡人の方は朝からも行って来たんですけど不在だったんですが、レタスを隣同士で作っています。その時に話をしたんですが、周りが公共施設に囲まれている。特に近くに学校、給食調理場がある。農作業をするときに気を遣うことが多かったと聞きました。

譲受人ですが今でも駐車場が手狭であり、職員は置かないようにしている。一つになった場合は、皆さんにご迷惑がかかるということで転用になったということです。職員は役場の駐車場に停めている状況です。

平井委員

令和2年の4月から統合するとなっておりますが、すでに統合されているんじゃないですか。

小野委員

まだです。迷惑がかからないように、3カ所の支所を交代で2カ所ずつ開けています。今度は閉鎖するわけです。

事務局

13ページを見て頂きたいと思います。申請地の左側に車庫が建っていますが、その周りを借りて職員が駐車されています。

議 長

私も別用で行ったのですが、今言われた場所に停めるように言われたところですよ。駐車場が狭いのかなとその時に思いました。

小野委員

ここが駐車場になったら、公共のイベントでもご利用いただけるから、私は便利になるとは思っております。譲渡人は野菜の消毒とかされるときは大変だったろうなあと思っております。子供たちが行ったり来たり、色々ありますので、よろしく願いいたします。

議 長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

日程第4. 議案第21号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

はい、14ページをお開きください。日程第4. 議案第21号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、同法第18条第1項により認定を求められたので附議する。令和元年12月6日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

15ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の5年未満の再設定が9件ございます。

内訳は田4筆 3, 170㎡、畑5筆 5, 837㎡、計の9, 007㎡です。明細は16ページに記載しています。

続きまして、利用権設定の5年以上の再設定が85件ございます。

事務局

内訳は田53筆 68, 156㎡、畑32筆 28, 849㎡、計106, 012㎡です。明細は17ページから25ページに記載しています。

続きまして、転貸が14件ございます。

内訳は田14筆 18, 459㎡、計18, 459㎡です。明細は26ページから27ページに記載しています。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

議 長

今回多いのは12月に集中しとるとでしょう。切り替えが。

事務局

契約期限が12月に切れるように契約をしています。事務の都合によるものです。

議 長

ほかにございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第21号は原案どおり認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. ブロック別研修会について
2. 令和元年台風19号災害義援金について
3. 活動記録簿について
4. 野焼きについて
5. その他

次回、令和2年第1回総会は、令和2年1月10日（金）午後3時00分から第3委員会室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議長

無いようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和元年第12回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時51分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員
